

講習等の受付後の変更・取消し等について

(一社) 日本クレーン協会東海支部

(注)・手数料等は、全て消費税込みの総額表示

1 申込手続き終了後の取消し

- ① 受講申込みは受講開始14日前までですが、申込手続き終了後の取消しの最終期日（以下「締切日」といいます。）は、講習開始7営業日前の日とします。
- ② 締切日以前の受講取消しによる返金は、振込み手数料を含めて1,000円（クレーン実技教習においては講習開始13日前から締切日までの取消しは5,000円）の手数料を負担いただきます。
- ③ 締切日の翌日以降の受講取り消しは返金しません。

2 申込手続き終了後の変更

締切日の翌日以降に変更依頼があった場合は、次により対応します。

- ① 締切日の翌日以降講習前日までに変更の申し出があった場合、手数料1,000円（クレーン実技教習の日程変更が講習開始13日前から締切日までに変更の申し出があった場合5,000円、締切日の翌日以降講習前日までに変更の申し出があった場合10,000円）を負担いただきます。（変更は講習初日から1年以内で3回までとします。）
- ② 講習当日からその回の最終日までに変更の申し出があった場合、変更手数料5,000円（特別教育、受験勉強会及び安全教育については3,000円）を負担いただきます。
この場合において、1日目以降受講後に2日目以降の変更の申し出があったときは、次回以降コースの2日目以降からの受講を認めます。（変更は1年以内）。
但し、実技講習について、同一回次で定員に空きがあり変更できる場合は、手数料1,500円負担いただき、変更を認めます。
- ③ 講習当日からその回の最終日までに連絡がなく欠席した場合は、無断欠席とし受講の権利を放棄したものとします。（改めてお申込みいただきます。）
- ④ クレーン実技教習については、上記①及び②にかかわらず欠席による追加教習1時間当たり15,000円（定員に空きがある場合は5,000円）負担いただき追加教習を実施します。

4 不合格者の再受講料（再受講は講習初日から1年以内とします）

- ① 玉掛け技能講習 学科5,000円、実技10,000円、学科及び実技15,000円
- ② 床上操作式クレーン技能講習及び小型移動式クレーン技能講習
学科5,000円、実技15,000円、学科及び実技20,000円
- ③ クレーン実技教習 15,000円(2時間の追加教習を実施)

5 やむを得ない事情による取消し

締切日の翌日以降、講習前日までに、下記のケースで受講取り消しの申し出があった場合は、前記1に拘わらず、振込み手数料を含め1,000円の手数料を負担いただき、取消届を提出の上、取消しをすることができます。

- ① 本人が、受講直前等に怪我、病気、災害等を被った時
- ② 本人の親族、扶養家族の緊急事態（死亡、入院、災害、事故等）があった時
- ③ 広い範囲での交通遮断又は天災事変等があった時
- ④ 受験勉強会、安全教育等次回への変更が困難な場合の講習